

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、石油精製備蓄課)

項目名	農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置						
税目	石油石炭税（租税特別措置法第90条の4、第90条の6）						
要望の内容	<p>農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置の適用期限の3年延長</p> <p>(現行制度の概要) 輸入業者が農林漁業用輸入A重油を保税地域から引き取る場合、石油石炭税(1kl当たり2,040円※地球温暖化対策のための課税の特例分を含めると2,800円)が免除される。 また、農林漁業者が、課税済み原油等を原料として本邦において製造されたA重油を農林漁業用として購入した場合、石油石炭税額相当額(1kl当たり2,040円※地球温暖化対策のための課税の特例分を含めると2,800円)が当該A重油の製造業者に対し還付される。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>—百万円 (▲78,000百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	—百万円 (▲78,000百万円)	(改正増減収額)	(—百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	—百万円 (▲78,000百万円)						
(改正増減収額)	(—百万円)						
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 国民の食生活の多様化等により、野菜等の施設園芸作物について需要の周年化等が進む中で、当該作物の安定的な供給を図る上で施設園芸が重要な役割を果たしており、A重油は重要な生産資材となっている。 また、わが国の漁業生産は、総漁船の98%を占める動力漁船に大きく依存しているなどA重油は漁業にとって必要不可欠で重要な生産資材となっている。このため、農林漁業用A重油を安定的に供給し、施設園芸農家及び漁業者の負担軽減を通じた経営の安定を図り、農林水産物の安定供給を確保することを目的としている。 (2) 施策の必要性 我が国の施設園芸においては、経営費に占める燃料費の割合は2~3割と高く、また、野菜の価格は市場で形成されることから、価格への転嫁も難しく、農林漁業用A重油に係るコストは、施設園芸農家の経営に少なからぬ影響を与えている。 また、漁船漁業の経営費に占める燃料費の割合は約2割と高く、水産物の価格は市場で形成されることから、価格へ転嫁することが難しい。 一方、昨今のウクライナ情勢等により、A重油の価格は3月の原油価格等緊急総合対策から実施されている激変緩和措置により一定程度の高騰抑制が図られているものの、その水準は13年ぶりの高値となっており、農林漁業者の経営に大きな影響を与えているところである。 このため、農林漁業用A重油に係る税負担を軽減し、資材コストの低減により施設園芸農家及び漁業者の経営の安定化を図り、農林水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を講ずる必要がある。						

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
		政策の達成目標	生産資材コストの低減により施設園芸農家及び漁業者の経営の安定化を図り、農林水産物の安定的な供給を確保することを達成目標としている。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	本特例措置を講ずることにより、農林漁業者が生産活動に使用するA重油の石油石炭税が免税又は還付され、後述(以下、「租税特別措置の適用実績」参照)の適用数量、減税額が実現された。 その結果、生産資材コストが低減され、施設園芸農家及び漁業者の経営の安定及び農林水産物の安定的な供給に寄与してきたところである。	
有 効 性	要望の措置の適用見込み	区分	5年度(見込み)
		対象者数	施設園芸 139千戸 漁業者 87千人
		適用数量(千kL)	計 1,287 施設園芸 377 漁業者 910
		減収見込額(百万円)	計 3,604 施設園芸 1,056 漁業者 2,548
		○還付措置を受ける石油精製業者数(令和3年度実績) ・石油精製業者:5社(※)(石油連盟調べ) (※)本制度は国産農林漁業用A重油の生産者が適用対象となるところ、同製品を生産する全ての事業者が適用を受けており、適用者数は僅少ではなく、特定の者に偏ってもいない。	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	A重油は、施設園芸用ボイラーや漁船用燃料として不可欠。経営費において施設園芸では2~3割、漁業用では約2割を占め、施設園芸農家や漁業者の経営に大きな影響。 他方、A重油の価格は地政学的リスクや為替、国際的な商品市況による高騰を繰り返しており、見通しを立てることは困難。令和4年度は、ロシアによるウクライナ侵略などの影響もあり、A重油の価格は、13年ぶりの水準。 このため、免税・還付措置を継続的に実施することで、農林漁業者の経営、生産の安定化に資する。	

	当該要望項目以外の税制上の措置	関税定率法第20条の2第1項及び同法施行令第57条第9号農林漁業用A重油に係る関税の無税措置																								
相 當 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																								
	要望の措置の妥当性	A重油は農林漁業者にとって不可欠な生産資材であり、燃油コストを軽減し、1次生産業の生産力を維持することにより、園芸作物や水産物の国民への安定供給を図る目的達成のため、税制による措置が適当。																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(1) 免税措置に係る適用実績</p> <p>○適用数量（免税数量）</p> <table> <tr><td>令和元年度</td><td>91千kl</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>86千kl</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>82千kl（見込み） (農林水産省調べ)</td></tr> </table> <p>○減税額（免税額）</p> <table> <tr><td>令和元年度</td><td>255百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>241百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>230百万円（見込み） (上記免税数量からの計算値)</td></tr> </table> <p>(2) 還付措置に係る適用実績</p> <p>○適用数量（還付数量）</p> <table> <tr><td>令和元年度</td><td>858千kl</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>958千kl</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>895千kl（見込み） (石油連盟調べ)</td></tr> </table> <p>○減税額（還付額）</p> <table> <tr><td>令和元年度</td><td>2,402百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>2,682百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>2,506百万円（見込み） (石油連盟調べ)</td></tr> </table>	令和元年度	91千kl	令和2年度	86千kl	令和3年度	82千kl（見込み） (農林水産省調べ)	令和元年度	255百万円	令和2年度	241百万円	令和3年度	230百万円（見込み） (上記免税数量からの計算値)	令和元年度	858千kl	令和2年度	958千kl	令和3年度	895千kl（見込み） (石油連盟調べ)	令和元年度	2,402百万円	令和2年度	2,682百万円	令和3年度	2,506百万円（見込み） (石油連盟調べ)
令和元年度	91千kl																									
令和2年度	86千kl																									
令和3年度	82千kl（見込み） (農林水産省調べ)																									
令和元年度	255百万円																									
令和2年度	241百万円																									
令和3年度	230百万円（見込み） (上記免税数量からの計算値)																									
令和元年度	858千kl																									
令和2年度	958千kl																									
令和3年度	895千kl（見込み） (石油連盟調べ)																									
令和元年度	2,402百万円																									
令和2年度	2,682百万円																									
令和3年度	2,506百万円（見込み） (石油連盟調べ)																									
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	なし																									

	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置を講ずることにより、農林漁業用 A 重油に係る税負担が軽減され、施設園芸農家及び漁業者の経営の安定及び農林水産物の安定的な供給が図られている。
	前回要望時の達成目標	政策の達成目標と同じ
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、施設園芸農家及び漁業者の経営の安定及び農林水産物の安定的な供給が図られているが、施設園芸や漁業等における経営費に占める燃料費の割合は高く、燃油価格は施設園芸農家及び漁業者の経営に大きな影響を与えていることから、引き続き、本特例措置により園芸農家及び漁業者の経営基盤強化を図る必要がある。
これまでの要望経緯		昭和 53 年の石油石炭税創設時より免税措置を要望 税率(額) 昭和 53 年 6 月以降 3.5% (従価税) 59 年 9 月以降 4.7% (") 63 年 8 月以降 2,040 円／kl (従量税) 平成元年度の制度創設時より還付措置を要望